

京都市告示第 386 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 11 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
太秦安井緯 5 号線	右京区太秦安井西裏町 3 番地地先内	旧	メートル 2.50	メートル 4.70
		新	2.50	4.77 ~ 6.70
宇多野経 51 号 線	右京区宇多野馬場町 27 番地の 1 地先から 同区宇多野芝町 3 番地地先まで	旧	44.00	2.40 ~ 4.30
		新	44.00	2.91 ~ 4.50

(建設局土木管理部道路明示課)